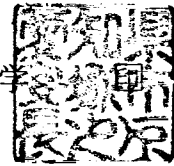


平成15年10月10日

榊原 悟 志 様

安城市長 神 谷 学

公文書開示決定通知書



平成15年10月8日付けで開示請求のありました公文書については、安城市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

請求に係る公文書の名称	安城市知的障害者及び高齢者成年後見制度利用支援事業実施要綱・成年後見制度に係る平成15年度予算・平成12年度から14年度までの審判請求実績文書	
決定の内容	一部開示	
開示をする日時及び場所	平成 年 月 日 () 時 分 <input type="checkbox"/> 午前 <input type="checkbox"/> 午後	
	安城市役所 階 第 会議室	
理由の提示等	開示しないこととする部分	平成12年度から14年度までの審判請求実績文書
	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由	安城市情報公開条例第11条第2項による公文書不存在に該当するため。 成年後見制度利用支援事業実施要綱は、平成15年7月1日から施行のため実績がない。
	開示が可能となる時期	年 月 日以後。ただし、公文書の開示を希望する場合は、改めて開示請求をしてください。
担当課	保健福祉部 高齢福祉課・障害援護課 電話番号76-1111内線2283・2154	

注1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。指定された日時においでになれない場合は、事前にその旨を担当課まで連絡してください。

2 「開示が可能となる時期」欄には、あなたが開示請求をした公文書について、開示しないこととする理由がなくなる日をあらかじめ明らかにできる場合に、その期日が記載してあります。

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

お 知 ら せ

あなたは、公文書の写しの交付（郵送）による開示を希望されましたので、下記の金額を別添の納付書により納付するとともに郵送料に相当する切手を送付してください。入金及び切手の到着を確認した後、当該公文書の写しを郵送します。

記

写しの作成に要する手数料	40円 (10円× 4枚)
郵送料に相当する切手	80円分の切手

送付先 〒446-8501 安城市桜町18番23号

安城市保健福祉部高齢福祉課 電話番号76-1111 内線2283